

## 別添 3 - 2

### 加入推進名簿登載者数の報告遅延の場合の業務委託手数料 （「加入推進名簿管理割手数料」）の配分の取扱いについて

業務委託手数料における加入推進名簿管理割手数料の配分につきましては、各都道府県段階受託機関へ提出のあった報告数に基づき、翌年度業務委託手数料の配分額算出をしております。

これまで、一部の業務受託機関の加入推進名簿登載者数の報告の遅延が全国の業務委託手数料の配分額提示の遅延につながっている状況にあり、このようなことを避けるため、以下の対応を行います。

#### 【加入推進名簿登載者数の報告遅延】

##### （対応 1）

3月上旬に、依頼文書（報告期限 4 / 25）を送付。

##### （対応 2）

報告期限 4 / 25 以降も報告のない都道府県については、最終期限 5 / 18 を目途に次の①または②の対応をとる。

- ① 都道府県段階の業務受託機関から、「報告書を提出せず、手数料に反映しないことを了承する」旨を書面でいただく。
- ② ①の対応をとらない都道府県については、前年度の報告数×80%で仮の配分計算をして、全体への遅延防止をする。当該受託機関への配分額提示については、当該受託機関分の報告があった後に、報告数が80%を超えている場合は、原則、仮配分計算額で（他の受託機関の減額請求等により予算の余裕が発生していれば、報告数で再計算し）、下回っている場合はその報告数で再計算し、配分額を提示する。